

(参考) 介護料受給資格者に対する支給・助成制度の概要

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

介護料の支給制度

重度後遺障害者やその家族の方々が日常生活において抱える経済的負担は大きいものであり、その負担を少しでも軽減させるため、障害の程度に応じて日々の介護経費を支援する制度。

【支給対象】

①介護用品

介護用ベッド、介護用いす、消耗品（紙おむつ等）等



②介護サービス

ホームヘルプ、訪問入浴、訪問看護等



【支給額】

- ・ 特Ⅰ種 : 月額 68,440円～136,880円
- ・ Ⅰ種 : 月額 58,570円～108,000円
- ・ Ⅱ種 : 月額 29,290円～ 54,000円

※ 特Ⅰ種 : Ⅰ種のうち、自力による移動や摂食ができない等の症状があるもの。
Ⅰ種 : 脳損傷、脊髄損傷及び胸腹部臓器損傷で常時介護を要するもの。
Ⅱ種 : " 随時介護を要するもの。

短期入院・入所費用助成制度

在宅重度後遺障害者が病院や施設に短期入院（入所）した場合に、入院（入所）に要した費用を支援する制度。

※この場合の「短期」とは、1回あたりの入院（入所）期間が、原則として、「2日以上14日以内の期間」をいう。

【助成対象】

①入退院（所）時における患者移送費の自己負担額

②室料差額及び食事費としての自己負担額



【助成額】

助成対象②の自己負担額（1日あたり1万円として換算した合計額が上限）に、①の自己負担額を加えた額について、「年間45日以内かつ年間45万円以内」の範囲内

※この場合の「年間」とは、「当年9月から翌年8月まで」の1年間

※短期入院（入所）した場合の各種法令（健康保険法、障害者自立支援法等）に係る自己負担分については、本助成の対象外